

地域医療提供体制検討委託業務仕様書

1 業務目的

本県は、人口あたりの病床数は全国 1 位であり、将来の医療需要を見据え、必要な医療提供体制が確保されることを前提にした病床のダウンサイジングが必要な状況である。一方、郡部においては、現在の病床数が地域医療構想の「令和 7 年における病床の必要量」に近づく、または下回る状況となっており、医療提供体制の確保が必要となっていることから、各地域において医療機関同士の連携意識を持った取り組みが必要となっている。

これらの課題への対応を地域毎に検討するにあたり、令和 6 年度に、現状・課題の把握、将来の医療需要の推計等、対策の検討に必要なデータを分析し、医療機関、市町村等への分析結果の共有を行った。令和 7 年度においては、地域毎の課題に応じて、より踏み込んだ分析を行い、地域の持続可能な医療体制の推進を図ることとしている。

ついで、下記の業務内容により、課題に応じたデータ分析を行うとともに、各区域において対策案の提案を行うことで、地域医療提供体制の確保に向けた検討の推進を図る。あわせて、郡部の医療提供体制の確保に向けて、地域医療連携推進法人を設立し、機能分化や連携体制の構築を先進的に進めていく予定である幡多区域を対象に技術的支援を行うことで、他の区域のモデルとなるよう取り組みの検討の推進を図る。

2 業務内容

(1) データの収集

- ア 県が提供する国保データベース（KDB）システムのデータを使用すること。
- イ その他県と受託者の協議により、必要なデータの収集を行うこと。
- ウ その他に使用するデータは、提供元や収集に必要な期間等を考慮し、収集可能なものとする。
- エ 使用するデータの匿名化処理が必要なときは、受託者が行うこと。

(2) 収集したデータの取りまとめ

受託者は、収集したデータについて、県が業務の目的に活用できるよう、取りまとめを行うこと。

(3) データの分析

- ア 分析の時点は、現在及びその後の任意の時点とすること。
- イ 分析の単位は、全県、地域医療構想における構想区域（中央区域については、サブ区域単位。以下同じ。）とすること。ただし、地域の実情及びデータの性質を踏まえた分析が必要となる場合は、県と協議の上、分析単位を決定すること。
- ウ 分析する内容は、次に掲げる事項について、医療関係者が把握できるものとする。
- (ア) 現在及びその後の任意の時点における人口動態及び医療需要（疾病、4 機能等）
- (イ) 現在の医療提供体制により各医療機関が担っている医療機能（診療科、4 機能等）
- (ウ) 現在の医療提供体制による医療機能（診療科、4 機能等）の充足状況
- (エ) 令和 7 年及びその後の任意の時点における医療需要の変化を踏まえ、今後、必要となる対応
- (オ) 医療機関の DPC データ等を用いた患者と病床の状況の分析
- (カ) 医師や看護師以外のスタッフの状況の分析
- (キ) 各区域における主要病院へのヒアリング

- (ク) その他県と受託者の協議により、追加することとした分析内容
- エ 地域医療構想における構想区域のうち、幡多区域については、上記ウに加え、次に掲げる事項についても分析すること。また、地域医療連携推進法人（以下、「はたまるパートナーズ」という。）の参画6病院での分析も同時に行うこと。
 - (ア) 財務分析及び診療実績の詳細分析を通じた経営シミュレーション
- (4) 分析結果の医療機関等への共有
 - ア 構想区域毎に開催される地域医療構想調整会議や県の主催する分析結果の医療機関等向け説明会に出席し、分析結果の説明や必要に応じたデータの提供をすること。なお、地域医療構想調整会議や説明会については、対面形式で実施する予定としており、実施場所は、次に掲げる市町村を想定している。
 - (ア) 安芸区域 = 安芸市
 - (イ) 中央区域（高知市サブ区域） = 高知市
 - (ウ) 中央区域（物部川サブ区域） = 南国市
 - (エ) 中央区域（嶺北サブ区域） = 本山町
 - (オ) 中央区域（仁淀川サブ区域） = いの町
 - (カ) 高幡区域 = 須崎市
 - (キ) 幡多区域 = 四万十市
 - (ク) 高知県全域 = 高知市
 - イ 幡多区域においては、上記アに加え、はたまるパートナーズが実施する会議等に出席し、はたまるパートナーズに係る分析結果の説明や必要なデータの提供をすること。実施場所は、宿毛市を想定している。
 - ウ 実施の方法、場所等の変更が必要となる場合は、県と協議の上、変更すること。
- (5) 幡多区域における機能分化・連携体制構築検討支援
 - ア はたまるパートナーズの活動に対する支援として、次に掲げる事項を行うこと。
 - (ア) 財務分析等の結果の説明及び課題設定
 - (イ) 地域医療連携推進法人に関する勉強会の実施及び参加病院間の打ち合わせ等への支援
 - (ウ) はたまるパートナーズ未参画の病院に対するはたまるパートナーズとの連携範囲に関する意向調査の実施
 - イ あわせて、はたまるパートナーズの活動に対する支援として、次に掲げる事項を年内（令和7年12月まで）をめどに行うこと。
 - (ア) 損益予測やスタッフ数の推計による機能分担案の整理
 - (イ) 従事者派遣のスキーム作成等連携推進法人の運営に対する支援
 - (ウ) はたまるパートナーズの今後（3年程度）の取組内容及びその行程表の策定支援
- (6) 想定スケジュール
 - 4月 ～5月頃 企画提案募集
 - 5月末～6月頃 プロポーザル審査会、候補者決定、契約締結
 - <データの分析>
 - 6月 ～9月頃 各区域における主要病院へのヒアリング及びデータ分析の内容検討
 - 9月頃～ データ分析
 - ～3月頃 分析結果の医療機関等への共有

＜幡多区域における機能分化・連携体制構築検討支援＞

6月 ～9月頃 財務分析及び診療実績の詳細分析を通じた経営シミュレーション

7月 ～9月頃 地域医療連携推進法人に関する勉強会の実施

9月 ～10月頃 はたまるパートナーズ未参画の病院への連携範囲に関する意向調査の実施

～12月頃 はたまるパートナーズの今後の活動内容策定に対する支援

～3月頃 分析結果の医療機関等への共有

3 成果物

- (1) 分析結果報告書
- (2) (1)のほか本事業において作成した資料等

4 成果物の提出方法及び形式等

- (1) 書類（紙媒体）は、A4判を原則とし、2部（原本1部、複写1部）提出すること。
- (2) 書類（電子媒体）は、CD-R又は、DVD-R等により1部提出すること。

5 成果物の提出期限

令和8年3月31日（火）

6 成果物の納入場所

高知県健康政策部医療政策課

7 その他

- (1) 本業務において収集した資料（オープンデータは除く）は、成果物の納品の際、全て県に返却すること。
- (2) 疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項は、両者の協議により決定すること。